

種の保存に関する認定動植物園制度（仮称）について（案）

1. 目的

- 種の保存に関する動植物園等の公的機能を明確化するとともに、社会的な認知度を向上させることにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させる。
- 絶滅危惧種の生息域外保全等を効果的に実施しており、適切な施設等を有している動植物園等については、種の保存法上の手続きを簡素化することにより、より一層その取組を推進する。

2. 制度の概要

- 認定を受けようとする動植物園等は、対象となる希少野生動植物種の飼養栽培計画（仮称）（5年間程度の期間を想定）等を作成し、環境大臣は、認定基準に基づき、これを「認定動植物園等（仮称）」に認定する。
- 認定動植物園等（仮称）が、飼養栽培計画（仮称）に記載のある国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の譲渡し等を実施する場合、種の保存法上の規制は適用除外とする。
- 認定動植物園等（仮称）は、認定基準を維持しなければならない。更新を受けなかった場合等は、認定が失効する。また、認定動植物園等（仮称）に対しては、譲渡し等の結果について、定期的な報告を求める。

3. 申請内容と認定基準（案）

申請内容	認定基準（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養栽培を行う希少野生動植物種の一覧 ・ 当該希少野生動植物種の飼養栽培に係る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の目的が学術研究、繁殖、教育等であること ・ 商業的な譲渡は行わないこと ・ 当該希少種を種の保存のため適切に取り扱うことができると認められること（計画の妥当性、飼養栽培の連携体制等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該希少野生動植物種を飼養栽培するための施設（図、写真等） ・ 希少野生動植物種等の飼養栽培の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設として、過去に希少種等を飼養栽培した経験があること（類似種、近縁種等の実績があれば可） ・ 当該希少種等の飼養栽培等に必要な機能を備えた施設を有していること（当該種を安定して飼養栽培できる環境、脱走・逸出防止及び脱走・逸出時の対策、花粉等の拡散による交雑防止、診療・検疫施設、哺育・孵化・育すう施設等） ・ 施設として、適当な学歴と実務経験を有する者を3名程度有していること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該希少野生動植物種に関する飼養栽培担当者の実績（過去3～5年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当者は、過去に希少種等を飼養栽培した経験を有していること（類似種、近縁種等の実績があれば可） ・ 担当者は、適当な学歴と実務経験を有する者、若しくは通算して5年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の略歴（業務概要） ・ 法人の定款又は寄附行為、登記事項証明書 ・ 経営に要する経費の収支並びに支出の総額、内訳等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養栽培等を実施するために必要な資産、経営的基礎を有していること ・ 違法に入手した個体を受け入れないこと ・ 種の保存法に違反して刑に処されていないこと

学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの